

連載 発注者からみた官公庁情報システムの現状と課題

第 23 回 官公庁と DX(6)官公庁情報システム総論研究とは

神奈川県庁 岩崎 和隆

1 はじめに

本稿の表題である官公庁情報システム総論という言葉は、私が今年5月に作ったものです。初出は、日本行政学会研究会における私のポスター発表です。私の研究分野を一言で紹介するときには用いました。私は、この総論を官公庁 DX や特定の地方公共団体における情報システム全体最適化計画立案において参照すべき研究分野と考えております。本稿では、研究分野としての官公庁情報システム総論について、実社会及び実務との関係、各論との関係、具体的な研究内容、重要性並びに研究分野としての課題を説明いたします。

2 実社会及び実務との関係

私は、官公庁情報システム総論を、官公庁全体又はある地方公共団体など特定の官公庁が、特定の情報システムでなく情報システム全体を見直すときに常に参照される研究と定義しています。

このように、研究分野の定義自体が官公庁 DX や電子政府などにおいて参照されるものとなっております。現在の研究成果が官公庁 DX や電子政府、特定の官公庁の情報システム全体最適化計画立案などに役立つものであるか否か、ここではひとまず置いておきますが、それらに役立つ研究成果を上げることを目標にしています。

3 各論との関係

官公庁情報システム各論とは、情報システム全体を見直すときに常に参照されるか否かの違いがあります。常に参照されるものが総論です。また、総論、各論ともに官公庁情報システムの QCD 向上に必要なものであるため、両者に優劣はありません。また、総論研究が各論研究の前提になっていません。

4 具体的な研究内容

官公庁情報システム総論では、プロジェクトマネジメントや民間の DX を含む情報システムの知見と、官公庁の調達、組織、人事、法令と情報システムの関係など官公庁特有の知見を統合して官公庁全体又は特定の官公庁が情報システム全体を見直すときに役立つ知見を提供することを目指しています。

なお、総論研究では、将来、官公庁全体又は特定の官公庁が情報システム全体を見直すときに必要となる知見が変化すると、具体的な研究内容も変化することを想定しています。

5 研究内容の例ー調達に係る 2 つの対立する意見と官公庁情報システム総論

今年 5 月、会計検査院が国の情報システムに関する会計検査の結果を公表^{※1}し、入札において一者のみが応札する割合が高くなり、競争性、経済性の向上を図る必要があると指摘しています。

翌 6 月には、公正取引委員会が、デジタル庁発足後、大型調達も予測される中、競争性が高まるよう調達環境の整備も視野に入れ、独占禁止法上の問題があるケースが起きていないかなどを確認するために官公庁情報システムのベンダロックインについて政府や地方自治体など約 1,800 機関に対し、アンケートを送付したことが報道^{※2}されました。

会計検査院は税金の無駄遣いをチェック^{※3}する、公正取引委員会が所管する独占禁止法^{※4}は競争を維持・促進することを目的にしています。いずれの機関も、それぞれの立場から、禁止されていることや好ましくないことを指摘するにとどまるので、実務家が求める、「では、どうすればいいの？」の答えを提供するものではありません。

そのため、実務家には、情報システムの品質確保が難しいという理由から、競争性の確保を求める会計検査院と公正取引委員会の意見を非現実的と切り捨てる傾向があると感じています。

この平行線となっている 2 つの対立する意見を、官公庁情報システム総論では、折り合いをつけることを目指しています。

競争性及び経済性と情報システムの品質の両立について、短期的には改善が見込めないと私は考えております。そのため、当面の間は国民、住民の利益を考慮して、品質確保を重視せざるを得ません。

しかしながら、調達では条約である政府調達協定と国内法である会計法や地方自治法など、競争政策では独占禁止法などの法令が存在します。国内法令は官公庁 DX 実現にあたり支障があれば、ある程度は改正可能かもしれませんが、政策上、官公庁の調達では、何らかの形で公平性の確保が求められる可能性が高いと考えられます。したがって、長期的には、調達法令及び競争政策法令と情報システムの品質確保を両立することが求められます。

なお、調達法令及び競争政策法令を考慮したとき、私が主張する調達の回避、すなわち、内製化^{※5}は選択肢としてあり得ます。これらの法令は、調達するときの制約事項を規定しているのであり、調達しないときのことは何も制限していないからです。

6 重要性

官公庁 DX など官公庁の情報システム見直しでは、官公庁全体、特定の官公庁のいずれであっても、全体計画を描くときに、個々の情報システム開発・運用プロジェクトを円滑に実施できるよう考慮する必要があります。情報システムに係る計画では、優れたもののように見えても、蟻の一穴から崩壊していきます。特に、官公庁では調達、組織、人事及

び法令と情報システムの関係が鬼門になることが多いと考えております。

まだまだ未成熟かもしれませんが、官公庁情報システム総論の現在の成果は、これらの鬼門となる事項について、情報システム全体を見直す計画を立案するときに、多少は参考になる知見を提供できるレベルには、かろうじてなっていると、私は評価しております。

官公庁 DX を論じるとき、官公庁における情報システム全体を見直す計画の遂行にあたり鬼門になりやすい、調達、組織、人事及び法令と情報システムのことをすべて適切に考慮しないと、実現可能性という点で問題が生じます。個別事例は控えますが、行政、有識者及び記者が官公庁 DX を論じたものにおいて、それらの考慮がやや不十分と感ずるものが散見されます。この研究分野の重要性と研究成果が行政、有識者及び記者に認知されれば、議論の質において一定の水準が確保できるようになり、議論の質の底上げが見込めると考えております。なお、本稿をご覧になる方として研究者だけでなく実務家の方や広く官公庁の情報システムに関心のある方も想定しておりますので、念のため申し上げますが、研究成果を踏まえるとは、研究成果を是として参照するだけでなく、否定的に参照することもあります。

7 研究分野としての課題

官公庁情報システム総論は、今までに申し上げたとおり、有益な研究成果が上がれば実社会及び実務にすぐに成果を還元できる研究分野ですが、研究者が少ないためか、研究成果が少ないという課題があります。研究者が少ないことの原因のひとつとして、研究者を志す方の研究分野選択にあたり、この研究分野の存在が全く認知されていないことが考えられます。

また、研究者が少ない原因として、情報システム学と行政学、行政法の複合領域のため、研究者としての参入障壁が高いということが考えられます。

参入障壁については、研究分野の性質上、解決策はありませんが、研究分野として認知されるようになれば、多少は研究者が増えて研究成果がより多く上がることが期待できます。

昨年 6 月に自由民主党がデジタル・ニッポン 2020^{*6}を発表し、同年 9 月には自由民主党総裁選でデジタル庁新設を公約^{*7}にした菅内閣が発足しました。また、COVID-19 関係の複数の情報システムで不具合^{*8~13}が判明し、官公庁情報システムが注目されるようになってきました。そのため、今後はより多くの研究者がこの研究分野に参入し、研究が活発になることを期待しています。

私自身も、今後とも、官公庁情報システム総論が研究分野として認知されるよう、行動していきたいと考えております。

8 まとめ

私は、官公庁情報システム総論を、官公庁全体又は特定の官公庁が、情報システム全体

を見直すときに常に参照される研究と定義しています。官公庁情報システム各論と異なり、情報システム全体を見直すときに常に参照されますが、総論と各論で優劣はなく、また、総論研究は各論研究の前提になっていません。

現時点では、情報システムの知見と、官公庁の調達、組織、人事、法令と情報システムの関係など官公庁特有の知見を統合し、官公庁全体又は特定の官公庁が情報システム全体を見直すときに役立つ知見を提供することを目指しています。将来、官公庁全体又は特定の官公庁が情報システム全体を見直すときに必要となる知見が変化すると、具体的な研究内容も変化することを想定しています。

研究内容の例として、調達に係る 2 つの平行線の意見に折り合いをつけることがあります。会計検査院は競争性及び経済性、公正取引委員会は競争性の確保を求めています。実務家には、情報システムの品質確保が難しいという理由から、会計検査院と公正取引委員会の意見を非現実的と切り捨てる傾向があると感じています。官公庁情報システム総論では、これら 2 つの平行線となっている意見に折り合いをつけることを目指しています。

官公庁では調達、組織、人事及び法令と情報システムの関係が鬼門になることが多いので、情報システム全体を見直す計画を立案するときに参照できる有益な研究分野です。

研究分野として全く認知されていないことと、研究成果が少ないことが課題です。

9 おわりに

本稿の内容は、神奈川県の見解でなく、私の知見と記憶に基づくものです。本稿へのご助言、ご異論、ご感想、ご質問や、今後取り上げるテーマのご要望をくだされば、大変幸いです。特に、ご異論やご助言は、私の考えをブラッシュアップして下さる、貴重なものです。心より、お待ち申し上げております。

※ 1) 会計検査院, “政府情報システムに関する会計検査の結果について”,

https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/3/r030526_2.html 参照 2021-7-18, 2021.

※ 2) 産経新聞, “公取委、行政システム受注の「囲い込み」を調査”,

<https://www.sankei.com/article/20210609-EEHCNEEQ7ZMBNHWGOZPMCTV3HE/>
参照 2021-7-18, 2021.

※ 3) 会計検査院, “なにをしているところなのかな?”,

<https://www.jbaudit.go.jp/kids/category1/02.html> 参照 2021-7-18, 2021.

※ 4) 公正取引委員会, “独占禁止法の概要”, <https://www.jftc.go.jp/dk/dkgaiyo/gaiyo.html>
参照 2021-7-18.

- ※5) 岩崎和隆, “デジタルトランスフォーメーションと官公庁情報システム (2) 内製化”, <https://www.issj.net/mm/mm15/07/mm1507-gk-gk.pdf> 参照 2021-7-11, 情報システム学会メールマガジン, No.15-07, 連載 発注者からみた官公庁情報システムの現状と課題 第 14 回, 2020.
- ※6) 自由民主党政務調査会デジタル社会推進特別委員会, “デジタル・ニッポン 2020”, https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/200257_1.pdf 参照 2021-7-18, 2020.
- ※7) ロイター, “自民総裁選 3 候補が所信演説、菅氏「デジタル庁新設・縦割り排す」”, <https://jp.reuters.com/article/japan-ldp-election-idJPKBN25Z0QN> 参照 2021-7-18, 2020.
- ※8) 東修平, “なぜ 10 万円給付に時間がかかるのか”, <https://note.com/politic/n/n445ebc670a87> 参照 2021-7-18, 2020.
- ※9) 厚生労働省, “雇用調整助成金等オンライン受付システムの不具合への対応について”, https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11759.html 参照 2021-7-18, 2020.
- ※10) 野口悠紀雄, “厚生労働省の IT システムは、なぜこうも不具合が多いのか?”, <https://gendai.ismedia.jp/articles/-/75375?imp=0> 参照 2021-7-18, 2020.
- ※11) 野口悠紀雄, “厚生労働省の「デジタル化」はなぜ駄目なのか？ その言葉を失う失態体質”, <https://gendai.ismedia.jp/articles/-/82275?imp=0> 参照 2021-7-18, 2021.
- ※12) 厚生労働省, “COCOA 不具合調査・再発防止策検討チーム”, https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-soumu_030416.html 参照 2021-7-18, 2021.
- ※13) 鬼丸明士, “ワクチン新システムに不具合頻発 データ入力、自治体に負担”, <https://www.sankei.com/life/news/210515/lif2105150029-n1.html> 参照 2021-7-18, 産経新聞, 2021.